



進路だより 第7号

令和4年(2022年)
12月7日発行
球磨支援学校進路指導部

すまいるサロン報告「障害基礎年金について」

11月29日(火)にPTA進路研修「すまいるサロン」を実施しました。八代年金事務所様より、「障害年金について」の講話をいただきました。参加された保護者の方も説明を熱心に聞き、「非常に勉強になりました。」と感想を述べられました。今回は障害基礎年金について、講演の内容とともに一部加筆して説明いたします。

1 対象となる障害

「障害認定基準」

①	外部障害	眼、聴覚、肢体(手足など)の障害など
②	精神障害	統合失調症、うつ病、認知障害、てんかん、知的障害、発達障害など
③	内部障害	呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、糖尿病、がんなど

2 障害基礎年金の金額

1級	972,250円	月額 約8万1千円
2級	777,800円	月額 約6万5千円

※1級、2級の等級は、年金法の障害認定基準によるもので、障害者手帳の等級とは別になる。

3 障害基礎年金の受給のための3要件

- ①初診日要件(請求しようとする現在の障害の原因となった傷病について初めて受診した日のこと)
→生来性の知的障害の場合は生まれた日となる
- ②保険料納付の要件(保険料納付の要件を満たしているか?)
→生来性の場合、納付要件は問われない
- ③障害状態の要件(一定の障害程度にあるか?)
→年金法の障害認定基準による1級、2級が該当 ※障害者手帳の等級とは別になる。

4 知的障害の認定基準

1級	知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの
2級	知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあって、援助が必要なもの

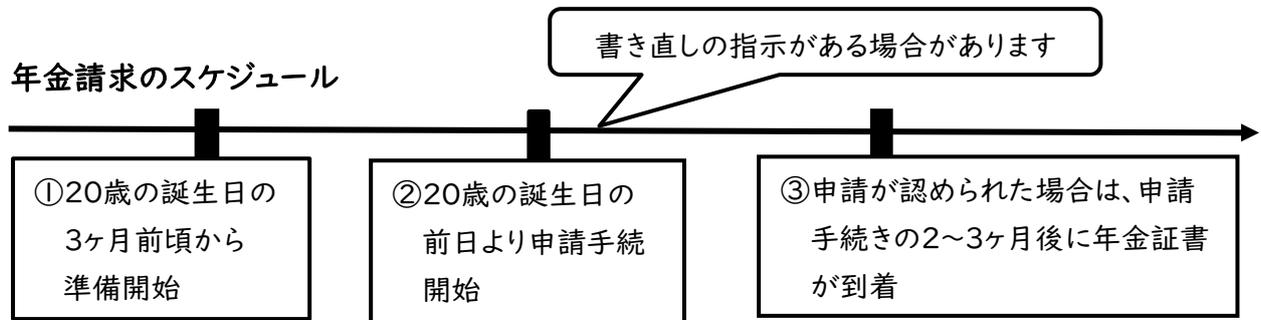
5 知的障害の認定方法 障害認定基準の第8節/精神の障害 D 知的障害の一部例示

①	知的障害とは、知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもの
②	知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する
③	日常生活能力等の判断に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める

6 知的障害と就労の認定方法 障害認定基準の第8節/精神の障害 D 知的障害から抜粋

就労支援施設や小規模作業所などに参加するものに限らず、雇用契約により一般就労をしているものであっても、援助や配慮のもとで労働に従事している。したがって、労働に従事していることをもって、ただちに日常生活能力が向上したものと捉えず、現に労働に従事しているものについては、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断すること。

7 年金請求のスケジュール



①	<ul style="list-style-type: none"> ・「医師の診断書」依頼→病院へ予約（受診は誕生日の3ヶ月前～3ヶ月後の1日前まで） ・「病歴・就労状況等申立書」の準備→出生から20歳までの生育歴、発育歴、日常生活状況、就労状況を整理して、必要に応じて病院に提示してもよい（診断書を書いてもらう際など）
②	<p>「医師の診断書」「病歴・就労状況等申立書」「年金申請書（国民年金障害基礎年金）」や添付書類を窓口へ提出</p> <p>※上記の書類は市町村役場の国民年金の窓口で常備されている</p>
③	誕生日の翌月分からの年金が振込開始

※ただし、過去に受診した病院が複数ある場合はさらに手続きが必要になります。

8 請求手続きの支援について

本人や保護者だけで書類を作成することが難しい場合などは、各相談機関へ相談をしたり、専門家（社会保険労務士）依頼することもできます。（社会保険労務士への依頼は有料）

9 年金生活者支援給付金について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される制度です。支給要件を確認して、年金事務所に請求書を提出してください。

支給要件

- ①障害基礎年金を受けている
- ②本人の前年の所得額が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円」以下である

給付額

障害等級1級 6,275円 2級 5,020円（月額）

10 年金相談について

事前に相談日を予約し、相談日に年金事務所に行きます。球磨地域に出張相談もあります。

予約受付専用電話番号 0570-05-4890 電話予約の受付時間 月～金 8:30～17:15